

権利本質論—素描—

加藤正男

権利についての思想は、すでに古代ギリシアにおいてもと
なえられたといわれている。しかし、人が生れながらにして
あら國家も侵すことができないというような権利、の思想が
成立したのは、近代に入つてからのことである。⁽¹⁾そして、権

利の本質についての學說が主張されるに至つたのは、人の意
思とか利益とかが特に經驗主義思想のうちで強調されるよう
になつたところの、第十九世紀以来のこととぞくする。この
ような権利本質論には、それが「法學者の數に等しい」とい
われているくらい、多くのものが存在している。そこで、そ
の若干の諸形態を整理して、その論理的および史的意義を何
ほどか考えるというのが、本稿の目的である（わが國の從來
の文獻については、特に本稿三をみよ）。

- (1) 原田慶吉「基本的人權先史」國家學會雜誌六三一八
9。そのような権利思想の先覺者の一人に、P·J·A
フォイエルベッハがある〔拙稿「反ホーフズ論」（譯
註）同志社法學二をみられたい〕。なおフランス革命
における所有權の問題につき、拙稿・同志社法學五。

権利本質論のうちでは、從來、いわゆる意思說 Willens-theorie および利益說 Interessentheorie の一大學說が最も
大きく對立してきた。いわゆる意思說は意思という要素を中心とし
て、権利の本質を規定する學說である。そして比較的最近、
この兩説を折衷した権利本質論が試みられることとなつた。
このほか、意思または利益以外の要素を中心とする學說もま
た存在するのである。

一 第一に、いわゆる意思說について。それは「権利〔法〕」
のあそは一般に精神的なもの überhaupt das Geistige であ
り、そのより近い立場および出處雖は意思である」（⁽¹⁾ ハーゲ
ル）と、いうように権利のこゝきよを意思に求めたところの、
権利思想の力強い影響をうけて登場し、主として歴史法學派
の人々（その父祖はサヴィニー）によりて主張されたもので
ある。そしてそのとくとくは學者によつてやまねまである
けれど、大たい権利を「法によつて認められた意味の力また
は意思の支配 Willensmacht od. Willensherrschaft」⁽²⁾ と解
してくる。すなわち、権利概念を實質的要素 substantilles
Moment と形式的要素 formales Moment とわせるとする
が、（サムライなども）後者を強調するわけである。

考えておきたい。〔一〕まず第一に、この説は論理的に次の點で批判されなければならない。そこにおいていわゆる「意思」の意義が必ずしも明かではないのであるけれど、それを自然的・心理的な意思だと解すれば、未成年者・禁治産者のように「意思」能力をもたない者は権利をしゆとくすることができない(五)になつて、實定法と矛盾する結論が生ずる。少くとも、「意思」というような概念は、人をして餘りにも主觀的にすぎるものを考えさせる缺點をまぬがれない。そこで、意思説の論者は辯明して、本人の意思は代理人の意思をもつて補充されると。しかし、それでは代理人のない場合を説明することができない。また、「権利において支配するところの意思は法秩序の意思にすぎないのであつて、権利者の意思ではない」とも辯明される。しかし、「権利の實質をなすものが法秩序の意思であるならば、それは法秩序によつて認められまたは保障された意思ではありえない。……なぜなら、法秩序は自己の意思を意欲することができないと同じように、自己の意思を認めまたは保障することができないからである」(六)。——意思説に對して正面から反対したのはいわゆる利益説であるけれど、いわゆる利益も意思という概念を離れては考えることができるものであるから、いわゆる意思説にも存在の理由はあるといわなければならないのである。〔二〕第一に、この説の史的意義について(ヘーゲルおよびサヴィニーに即し)。(1)ヘーゲルは、「自由な意思」を論じてゐる。しかし注意

すべきは、彼がその國家論において自由な意思の機能を意識的に停止させているということ、いいかえればそのいわゆる「自由」がいかなる内容をもつものであるかといふことである。彼においては、市民社會の成立する前に、國家という「一般に最初のもの」が前提されなければならない。そして國家のうちで最高のものは、彼にあつては、けつきよくは彼の在世當時(このことつまり彼の思想の社會的基盤)も考へあわされねばならないが)の絶對主義的ドイツ國家なのである。しかもこれこそ具體的「自由」のあらわれであり、これえの服従によつてのみ人は眞の自由を體験することができる、とされるのである。ラレンツのよくなへーゲル主義者が同時にナチス・ドイツの御用學者であつたことも、このことと關係している。——もつとも、ヘーゲルの権利思想にも、さくへきところはある。たとえば彼は、近代的所有權の客體の機能が「利用」ではなく「價値」であることを、また價値の所有權が端的には貨幣の所有權にあらわれることを、さらに所有權客體の「物質」的存在が價値の「記號」にすぎないことを、指摘しているのである。(2)サヴィニーは、「民衆(人民)の精神」Volksgeist したがつて民衆の意思を論じてゐる。そこでいわゆる「民衆」は、権利に對して受動的な(つまり、これこそ自分の権利であり政治的權力によつて保障された権利でなければならぬと主張すること)民衆、すなわち an sich またはせひぜい für sich としての民衆であり、

an und für sich あるの民衆 (『國民』 Nation) じゃなか
いだ。 (革命的な) フランス人が、奴へて國民 nation. あるう
にとせを用ひるのを勧すれ。 次に彼に於ての権利の實質は、
民衆の「生歟」 Volksleben より生活制度にはない。 民
衆の精神であつた。 じのじゆせ、民衆のより啟動的性格をや
らに大かへ。 法曹よもや官僚の職能をこねがへし。 壓大な
ゆめなしよけうだ。 —— もうとく彼は「民衆のだから・民衆
ニムヘ・民衆のためニ存在する國家」 der Staat...in einem
Volk, durch das Volk, für das Volk entsteht もともと
く。 さて彼の権利論は (権利能力論) 大だ。 近代的権利論
的であつて、社會政策の原則を封建的忠勤契約に解消する
(キールケの改進論) よつなりとはしなかつたのである。

(1) Hegel, Philosophie des Rechts, 1820, § 4.

(1) サカマリーの歴史主義にくづくのやれども記述は、
共通の知識がある (Hegel, a. a. O. の解説 (Lasson)
をみる)。 外見上は、さやかに見えるけれども

(III) Savigny, System des heutigen Römischen Rechts,
Bd. I, 1840, § 52 (未だ「サカマリーの権利論」
私法の基礎 110 頁以下); Puchta, Pandekten, 1843,
S. 41; Windscheid-Kipp, Pandekten, Bd. I, 1862,
§ 37. (参考英) 「カーナンチャイニルハーランカの
永遠王十年」 法律時報 1 四 12 頁)

(四) Windscheid-Kipp, a. a. O., § 37, 9 Aufl. S. 15f.
(五) ペリヤウ Puchta, a. a. O., S. 36 は註明する「人
は法による自己目的のコード——したがつて憲法支配
(今へや潜在的), を與えられたものとする——認
められてゐる所の存在である」 也。

(六) Windscheid-kipp, a. a. O., S. 158.

(七) Kelsen, Hauptproblem der Staatsrechtslehre, S.
584. —— しかし自身の純粹法學的な権利本質論が展
開される。 a. a. O., 1911, S. 567 ff.; Reine
Rechtslehre, 1934, S. 39 ff. (横田譯六八頁以下) (ア
ルト) は、彼の権利論は (権利能力論) 尾高朝雄「権利本質
論 (一產說)」 (中譯九〇)。 彼は権利が法の創設に參加
Teilnahme a. d. Rechtserzeugung することを論ず
るやあるけれども、他方において主體の處分 Ver-
fügung となるべきなりとを強調してゐるのであるが
、その説は、むしろ意思説に近いといふわなければな
らぬ。

純粹法學的権利論は、法の社會的構造を離れてただ
その概念的構造のみを問題にするという意味において、
Hofeldian system (ホーフルムを中心とする権利
論) をおもふるにあらわす。 ただし前者は根本規範を出
發點とするのを以てし、後者は法律關係を中心とする
けれども。 [Hofeldian system については、たとえば

Corbin, 29 Yale L. J. 163 (1919), 高柳實三・國家學會用語の考(アーヴィング・マッカベ・アメリカの権利論は)一般に、その本質論よりむしろ分類論を中心とする(レーナー)——ホーフヘルムは、法律關係における八つの基本概念あるが、それらの反對概念Opposites と呼ぶ。Correlatives などについて説明する。

ルリヤ反對概念とはAの地位を同じAの立場から否定する場合であり、相應概念とはAの地位をBの立場からの場合である。これを表す形では、

Opposites	{	right	privilege	power	immunity	
		no right	duty	disability	liability	
		right	privilege	power	immunity	

Correlatives

{ duty no right liability disability

ルリヤたるright は、他人による一定の行動(生産または不作為)の結果得られる地位である。“What must another do for me?”と繰り返す答である。— Hofeldian system は、多くの賛成と若干の批判(特とくがハム・スミスのクーンから)をおえた。

右の諸理論(特にケルヤン主義)は、法の概念的構造のみをとりおむるといふより、強力な政治力から血肉をもつてゐるといふより、重要な機能をもつてゐる。しかし、現代の歴史的段階は、やるような消極的

な機能のみでは問題を解決することがやむなくなつてゐるやうである。(所有権と社會との交渉に関する一考察として、佐々木惣一編『人間生活と法及び政治』中の拙稿をおられたる。)

(八) Hegel, a. a. O., § 256. Vgl. Philosophie der Weltgeschichte (Lasson) Bd. I, S. 90.

(九) Hegel, Ph. d. Rechts, § 63. —川島貞宣『所有權法の理論』の他は、ベーゲルの権利思想から多くをとり入れてある。したがつて、本文で述べたことと、②権利主體の階級性を十分には認めないと云ふべきだ。たゞの限界がある。彼どもとは、たゞ

Marx, Kritik der Hegelschen Rechtsphil.,

1844. 東市健人『歴史存在論の体系』中の「社會倫理」。

(なお筆稿・回志社法學四)

(10) 自然法學派に反對した彼にも、よかれあしかれ、自然法的なものが残つてゐる。たとえば彼は、権利の一種として、財產權・親族權となつて、血肉または根源的な血肉 ursprüngliche Selbst と稱應するところの原權 Urrecht ふかねだめを考へてゐる。

(a. a. O. § 53, S. § 38.)

(11) Savigny, a. a. O., § 10, S. 29. —サヴィニーとハーリーは、彼がいたる所 Kantrowitz, in Encyclopedia of the Social Science, vol. 7, 田本謙譲

社『法律思想家評傳』中の戒能通孝氏のもの。

II 第二に、いわゆる利益説について。それは、主としてイエーリングの主張したところである。彼の法學上の立場はその一生を通じてしばしば展移したのであるけれど、要するに法を目的的體系としてとらえ、目的的内容を心理的に利益と解してゐる。(目的法學) その『ローマ法の精神』第四卷にあつて彼は、いわゆる意思説における意思中心の「形式論」をしりぞせ、「權利を「法によつて保護された利益」 rechtlich geschützte Interessen であるとなした。いわく、「權利の概念を構成するゆゑの」、IIつの要素がある。一つは實質的な substantielles 要素であつて、權利の實際的な目的がそこには存在する。すなわち、法によつて保障されるべき利用・収益 Nutzen, Vorteil, Gewinn がこれである。他は形式的な formales 要素であつて、かの目的に對してただ手段となる關係をもつ。すなわち、法の保護・訴 Rechtsschutz, Klage がこれである。前者は權利の核心であり、後者は權利を保護する皮殻である」と。すなわち、權利の實質的要素を強調するわけである。そして後に『權利のための闘争』において彼は、權利のためにたたかうことは權利者自身に對する義務であるのみではなく、社會に對する義務でもあり、それをやめると「これは權利者的人格を失わしめる動機である」と力説した。(11) —しかし、利益説にぞくするものは彼のみではない。

「權利とは一般意思が人にやへするゆゑと認めた」保障すると「Juraの生活財貨の持分 Anteil an den Leben-gütern をもつ」とする立場も、そつてあるところであつた。

いわゆる利益説は、II 第一に、論理的に次の點で批判されなければならない。權利は、親權・後見人の權利・第三者のためにする契約において受約者のもつ權利などのように、必ずしも利益を與えない。左に例示したものがある種の利益を與えるとしても、または權利の例外であるとしても、權利は利害あるいはそれをうけること自體ではなく、むしろ現在もしくは將來に利益をうけることができるところのものだとみるべきである。すなわち、權利の目的をその本質と混同してはならないのである。II 第二に、Juraの説の史的意義を、イエーリングに即して考へよう。彼は『權利のための闘争』において、個々の資本家および労働者に對し、總資本・總労働の、立場ないし利益のためにたたかう義務を課してゐるといふ。まず資本は、舊來の封建的なものとたたかう義務があると同じように、労働ともたたなければならないけれど、これは、資本に對して從屬關係にたたなければならぬけれど、これがとたたかう義務がある。この意味において、イエーリングは標準的な資本家と労働者とを豫想してゐるといわざるをえない。すなわち、權利過程の一つとして闘争を考えていながら、闘争主體の階級性を十分には分析することができなかつた。ローマ法通らしく社會關係を個人關係に還元し、階級

を個人の奥にかくしてゐる。しかし彼は、資本家の主體的性格なしし利益の分析のみを展開し、労働者のそれについては問題を残してゐるのである。——ただし、彼の在世當時（特に一八七〇年八〇年代）のドイツの社會的きそにおいては、典型的資本家と社會民主黨とがほとんど同時に誕生し、「權利のための闘争」が現實に行われていた。それに、彼は總體としての資本家および労働者を統合するような第三の法的人格者を考えるようだ」とはしていらない。また法の目的を「正義」「信義誠實」「公平良俗」などと呼んだりもしない。^(四)「私益」によつて權利の實質的目的を示し、近代の法益を力説した點において、彼およびその權利論はきわめて大きな功績をもつたといふのがである。

(1) Ihering, Geist des Römischen Rechts, III (Bd.

4) 1865, § 59 ff. (3Aufl. S. 302 ff.) ジレは、彼の利益説を知る上と一せん重要。もくじ a. a. O. S.

331 ff. は、意思の新たな活動舞臺を認めてゐる (1)

権利者は權利の満足 Genuss との自由の選擇である

ことであるのぢやない、なんど権利者の處分 Verf-
ügung の自由が認められる、と説明する。(2) 法の反
射作用 Reflexwirkung も權利とを區別して、「訴は私、

權の準據である」と斷ずる。されど、——彼の利益説に影響を與えたものは、Krause の哲學およびその

學派の Ahrens, Röder. (Vgl. a. a. O. S. 322 Ann. 441.) さわゆる功利主義も、おやふくややもある (丹野義太郎『ミンタム・最大多數の最大幸福』五四一五頁をみよ)。

(II) Ihering, Kampf ums Recht, 1872. は、人格説。

新しさ、形とおむる意思説とやむなく立場 (もつとも本書は理論的よりむづく實踐的な目的のために書かれたのだ)。——Ihering, Geist, Bd. 2, 1874, § 31 (4 Aufl. insbes. S. 139 ff.) は意思説に近く、力

Macht と支配および意思の力を強調する (もつとも本書は權利の本質を中心とした研究を展開するものではないが)。したがつて、彼の權利本質論はその一生を通じて意思説 (精神) 第二卷) → 利益説 (精神) 第四卷) → 意思説 (闘争) の三段をみた。ところが、[末川「イヒーリングの權利論」前掲書111頁以下は、Ihering, a. a. O., Bd. 2 u. 4 (1 u. 5 Aufl.) を中心とした研究。]

(III) Dernburg, Das bürgerliche Recht Bd. 1, 1902,

§ 41. (特に持分説もあればるが、大局的には利益説) へりヒルンブルクは、權利が法に先存するという學説を開いてゐる。權利先存説は、批判しつぶれひふる感がある (例、末川・後掲書第五章第三節)。権利は、法 (特に實定法) の保障によつて、もんみつ

なほの権利となる。しかし、そのことは、道徳上・自然法上の権利などが考へられたことおよび考へられなふやめだらうとを否定するやせなむ。(Olivetrona, *supra*; Hocking, *Ways of thinking about rights*, in "Law, a century of progress" vol. 2, 1937, p. 242. et seq. 田藤・後掲、おみ).

(四) イヒーランダの権利論の力強さ影響をうけぬもの Kohler, Pfandrecht. Forschungen, S. 46, 川島・前掲書をの他。イヒーランダより出でたと云ふ Lange, Wandlungen Iherings 1927; 末川『不法行為並に権利適用の研究』一八九頁以下、Ihering, Zweck im Recht の戒能氏の書評・時報 111。

III 左の二説は、それぞれ短所とよび長所をもつてゐる。権利者と云う人を中心とした権利を考えるから云ふのは、全く反はりあるものであらうといふ。すなわち、いわゆる利益が人の意思と云う概念を離れては考へることがでないし、いわゆる意思や利益と云う目的を離れては無内容となる。そりや、兩説を折衷した各種の権利本質論が行われるようになつたのである。——この折衷的な説は、意図説のいわゆる「意図」が餘りに主觀的な概念を思われる嫌難をもつて、力 Macht, power がだほ權能 faculté とする

やうな概念を強調する。そしてそれぞれニヒアンスをもつた表現を用いるけれど、大たい意思したがつて力と利益との二要素を結合して権利を定義する。すなわち、権利は人の利益のために法によつて認められた力であつて、利益をうけるための保護手段である。」。

この立場どもくるべし。Merkel, Juristische Encyclopädie, 1885, § 159; Bekker, Pandektenrecht, Bd. 1, 1889, § 18; Jellinek, System der subjektives öffentlichen Rechte, 1892, S. 42; Regelsberger, Pandekten, Bd. 1, 1893, § 14; Gierke, Deutsches Privatrecht, Bd. 1, 1894, S. 251 ff. [特訳『私法と公法と國法』]; Stobbe-Luhmann, Deutsches Privatrecht, Bd. 2, 1919, § 75; Ennecerus, Lehrbuch des Bürgerlichen Rechts, Bd. 1, 1921, § 65; Planiol, Droit civil, 1911, § 1 etc. などに見ゆる。わが國の一般に認めるべきもの。わが國の文獻としては、やはり法學概論・民法總則〔たとえば中島玉吉・川名兼四郎氏の共著(大12)〕、および岩波法律學辭典中の恒藤恭(昭9)・穂積重遠・美濃部達吉(昭10)氏の諸論文のほか、石田文次郎『現行民法總論』緒論第一節とかかげる諸文獻〔特に末川博『権利侵害論』(昭5)第五章〕など。

werとなすけれど、他方「有利」といつたような表現を用いているという意味で。——オリヴェクローナの権利論の特色について一言。彼は法を事實だとする立場から出發して、「(1) 権利はいかなる事實でもないから、法と権利には必然的關係はないし(2) 権利は觀念的なものだ」といつて

いる。まず(1) 権利(例、所有權)の概念と關係をもつところの事實は、彼によれば(a) 物すなわち権利の客體(b) 法(c) 法律機構(d) 法律機構との關係における権利者の有利な地位(e) 権利に關して科せられる現實の制裁(f) 客體の現實的支配における権利者の安全性(g) 他人の所有物を尊重させるところの法および法律機構の心理的壓力である。けれども権利そのものはこれら諸事實のいづれでもない、とされる。しかし、それはともかくとして、権利が法の保障によつて最も強力なげんみつなものとなることは疑うことによって最も強力なげんみつなものとなることは疑うことになるし、さができないし、また法のもつところの性格は事實的性格のみではない。(2) 権利の觀念性についての彼の指摘は、権利概念を社會的機能 *fonction sociale* の概念にかえる思想(デュギー)や、権利概念を自然法の領域においてやる思想(ケルゼン)や、さらには「権利(法律)物神性」の名のもとに権利概念を輕視する思想(バシュカーニス——加藤新平『法學的世界觀』特に第二論文をみよ)や、と通ずるものがある。もつとも、特にさうの思想ほどにはてつていしていなければ、「佐々木編・前掲書中の拙稿および本稿一註

(七)も、かんたんながら、これらの思想にふれた」

四 以上のほか、意思(または力)および利益以外の要素を中心として権利を定義する學說が、わが國において發表された。

I その第一は、範疇說とよばれるものである。それは、権利を「法律ニ由リテ許サレタル人ノ行爲ノ範圍」(例、梅謙次郎氏)となすのである。

いわゆる範疇說は、「第一に、論理的に次の點で批判される。まず、権利が範圍であるという規定は、空虚な標準を示すにすぎない。また、権利を行爲であるとする規定は、いわゆる意思說と同じような誤りをくりかえすことになるし、さらに行爲として表現される前の潛在力を説明することができないのである。」(二)第二に、この說の史的意義について(梅氏に即し)。その立場は、よかれあしかれ個人主義であつた。

たとえば、そのいわゆる「法律」論は天理・人性にもとづいて自然に定められ歴史を超えるもの(自然法)をこそとして、またその法律「行爲」論は契約・合意をこそとして理解されている。同時に、企業の権利をはかること、労働者の権利および小作権について「ビスマルク的」社會政策・半封建的關係、がすすめられる(「自由民權法學」と異なる)。——しかし氏は、「民法いで忠孝」などというように家族制度(例、戸主權)を支持するようなことはしなかつた。そして、將來にお

ける家族制度の廢止を斷言さえしているのである。(わが國の最近の民法改正をおも之。)

(二) 梅謙次郎『民法要義』一(明二九)三頁。および平沼駿一郎『民法總論』(明三八)一〇〇頁。

(三) いわゆる「労働権」には、本稿は關係しない。なおいはゆる生存権思想の展望として小林直樹・法哲學四季報四。

(三) 梅氏について、たとえば平野「日本資本主義の機構と法律」第一論文。——もつとも、梅氏は後に、特に法力説とよばれる立場に移つたようである。いわく、「権利とは他人に自己の行動「行為」を正當と認めしむることを得る力をいう」と。(明治四〇年東大での講義。岩田・後掲『新論』六八頁)(ただし、「行為」については本文前述、「正當」については後述)「権利は適法行為の基礎を爲す法律上の能力なり」とする立

場も(仁保龜松「権利の意義に關する我國近時の二大學説を論評して自説に及ぶ」内外論叢二四・法政新誌七〇明三六)、この説に入れてよいであろう。大局的には、いわゆる意思説またはいわゆる折衷説であろう。

II 意思・力および利益以外の要素を中心とする権利本質論の第二は、正當狀態説と名づけられるものである。それは、権利が「或行為ヲ爲スコトヲ正當トスル特別ナル法律上ノ狀

態」だとするのである。

権利を行爲に限ることの缺點については、前にふれた。そ

こで、この説の一論者は代理權および期待權を権利でないと説明し、他の論者は権利をもつて行爲のみに限らずあることを正當とする法律上の狀態とした。しかし、権利は潜在的な狀態というよりも、むしろそれが實現せられる力であると解するほうが適當である。——その上「正當」というような概念は、對象を假裝するものである。すなわちそれはまず、時間的にも場所的にも人的にも、特殊的相對的な内容をもつものである。(たとえば、アリストテレス在世當時のギリシアでは、どれい制度が「正當」であつた。)さらには、「正當」の正當なるゆえんを決定する者は何人であるか(立法者が裁判官か法學者か等々)、を分析しなければならないのである。

(一)(二) 川名兼四郎『日本民法總論』(大四)一四頁以下。
一五、二三三、二六九頁。

(三) 岩田新『日本民法總論』(大一四)九頁。しかし氏は、その後、次のよき超法學的な立場に移つた。いわく、権利とは「國民生活上必要とせられる事項に對し吾が固有の道義が止揚せる法律上の實體」であつて「法律に依つて具體化せられたる道義」である、と。「岩田

『民法總則新論』(昭一六)七七頁。」